

耐震留具取付事業のご案内

この事業は、区民の皆さまからご協力いただきました賛助会費を財源に実施します



北区社会福祉協議会では、地震などの災害時に家具の転倒による事故を防止するため、家具を固定する器具の取り付けを実施します。

利用対象	<p>北区在住の方で、ご自身で耐震留具を取り付けることが困難な以下の世帯に該当する方</p> <p>① 65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>② 65歳以上の方のみの世帯 (夫婦世帯の場合は、いずれか一方が65歳以上の世帯)</p> <p>③ 以下の手帳をお持ちの方がいる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1. 2級 ・ 愛護手帳 1. 2度 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1. 2級
取付費	1件あたりの取付費等(材料費等含む) 5,000円までは無料 それを超える金額での取付希望は、自己負担となります
取付件数	25件まで
取付内容	2時間程度の作業でL字金具等での取り付け可能な範囲 (タンスなら2棹~4棹程度) 家具(タンス、食器棚、本棚等)のみの取り付け
実施期間	平成29年6月~順次取り付け
申込方法	北区社会福祉協議会まで、 <u>はがきに住所・氏名・電話番号・利用対象①~③のいずれか・持家か借家かをご記入の上お申込み</u>
申込締切	平成30年2月28日(水)まで(消印有効)

注意事項

- ・ 家具や壁に穴を開けます。借家の場合、あらかじめ大家・管理人の了承をもらってください。
- ・ 土壁やボードの壁など材質上取り付けができないこともあります。
- ・ 絶対に家具が倒れないという保障まではできません。
- ・ 昨年度すでに本事業にて実際に取付をさせていただいた方は、利用対象外とさせていただきます。



お問い合わせ・申込先

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番1号

北区在宅サービスセンター内

社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会

TEL: 915-7435 FAX: 915-2640